

## 第 70 回 引受けに関するワーキング・グループ

〔 平成 27 年 8 月 20 日 (木) 午後 4 時 00 分  
日本証券業協会 第 6 会議室 〕

### 議 題

1. ブックビルディング手続きにおける「POT方式」採用時の需  
要申告について
2. その他

以 上

日証協（自）26第100号  
日証協（エ）26第172号  
平成26年12月16日

会 員 代 表 者 殿  
特別会員代表者 殿

日 本 証 券 業 協 会  
会 長 稲 野 和 利  
自 主 規 制 会 議  
議 長 島 崎 憲 明

### 自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

本協会では、本年4月22日から5月21日までの間、協会員等に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集し、去る7月15日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画」として取りまとめ、御通知申し上げたところであります<sup>(注)</sup>。

今般、同検討計画に基づき、本協会内の各会議体における検討を踏まえ、自主規制規則の見直しの検討に着手する事項に関する検討結果（又は検討状況）として取りまとめましたので、別添のとおり御報告申し上げます。

以 上

（注）平成26年7月15日付協会員通知「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」（日証協（自）26第54号）参照。

○本通知に関するお問合せ先： 自主規制企画部 （Tel：03-3667-8470）

**自主規制規則の見直しに関する検討結果等について**

平成 26 年 12 月 16 日  
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、本年 4 月 22 日から 5 月 21 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、本年 7 月 15 日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記により「規制の見直しの検討に着手する事項（以下の 8 項目）」に関する検討結果（又は検討状況）について、下記のとおり、ご報告いたします。

**○規制の見直しの検討に着手する事項**

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 26 年 7 月 15 日)		検討結果（又は検討状況） ( ○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
1	【「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 5 条の 3 の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」】	○ 「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」において、非対面取引（コールセンターやインターネット）においても高齢顧客の適合性を確認するなど、明確化してはどうか。	 <b>△ 検討中</b> <b>【今後の検討スケジュール】</b> 本件は、「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」において検討を行い、平成 26 年 12 月 16 日に中間報告書を取りまとめ、「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」におけるインターネット取引の明確化等をさらに検討することとした。今後、本年度中を目途に、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討する予定。
2		○ ガイドラインでは、高齢顧客が取引を行なったことについての認識を確認するために「約定結果の確認・連絡」を行うこととし、当該行為を行う者は担当営業員以外の者としている。  当該「約定結果の確認・連絡」は不要ではないか。また、連絡するとしても担当営業員からの連絡を認めてもよいのではないか。	 <b>△ 検討中</b> <b>【今後の検討スケジュール】</b> 本年度中を目途に結論を得るよう、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討している。

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 26 年 7 月 15 日)		検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
3	「広告等に関する指針」の「表示することが望ましい事項」の変更  <b>【広告等に関する指針】</b>	○「広告等に関する指針」における、債券に関する広告等において、表示することが望ましい事項として、②利率（個人向け国債等、固定金利又は変動金利である旨、利率の決定方法、税引後利率を併記）、⑦利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く））とある。 利率及び利回りの表示をする際の税引後利率、税引後利回りを併記する旨を削除するなど、対応してはどうか。	<div style="text-align: center;">△ 検討中</div> <b>【今後の検討スケジュール】</b> 本年度中を目途に結論を得るよう、「『広告及び景品類の提供に関する規則』等の見直しに関するワーキング・グループ」において検討している。
4	顧客資産の分別管理に係る外部監査の実効性の向上  <b>【会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則】</b>	① 会員が受検した外部監査の「検証結果」の開示を義務化してはどうか。 ② 「法令遵守に関する検証業務」と「合意された手続業務」の2通りある外部監査の受検形態を、「法令遵守に関する検証業務」に統一してはどうか。	<div style="text-align: center;">△ 検討中</div> <b>【今後の検討スケジュール】</b> 本年度中を目途に結論を得るよう、「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」において、会員に対する分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について検討している。
5	「有価証券の引受け等に関する規則」の見直し  <b>【有価証券の引受け等に関する規則】</b>	○ 同規則第 1 条では、同規則の目的について、「会員が国内において株券等及び社債券の募集又は売出し（目論見書を作成するものに限る。第 33 条及び第 36 条第 1 項を除き、以下同じ。）の引受け並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資すること」を掲げている。下線部分の規定から、同規則については、目論見書の作成を要しない株券等及び社債券の募集又は売出しの引受けに関しては、同規則第 33 条及び第 36 条第 1 項を除き適用されないと解されるが、第 8 条の 2 及び第 8 条の 3（反社的勢力排除のための規定）についても適用対象とされる条項に含めるべきと考えられる。	<div style="text-align: center;">&lt;対応済&gt;</div> 平成 22 年 12 月 20 日「引受け時における反社会的勢力排除のための『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正に関する Q&A」項番 4 ②の回答において、「引受規則第 36 条において、「規則の適用を受けない売出しの引受けを行おうとする場合には、この規則の趣旨を尊重し、必要と認められる措置を講じるものとする。」と規定していることから、目論見書を作成しない売出しであっても反社確認を行う必要がある。」旨を明示しており、引き続きこの考え方に基づいて運用することとする。 <u>（平成 26 年 7 月 15 日付「自主規制規則の見直しに関する検討計画」にて公表済）</u>

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 26 年 7 月 15 日)		検討結果 (又は検討状況) ( ○ 検討済、△ 検討中)
	提案事項	提案の概要	
6	株券等の募集の引受け時の資金使途の確認及び公表において、M&Aを資金使途とする場合の現行規則の見直し  <b>【有価証券の引受け等に関する規則】</b>	○ 「有価証券の引受け等に関する規則」第 20 条第 2 項に関し、株券等の募集に係る資金の使途をM&Aとする場合において、当該M&Aの実現可能性については現行規定のとおり主幹事会社は発行者に確認し可能な範囲で公表するよう要請することとする一方、資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途については、発行者への確認及び公表の要請をとりやめるよう改正してはどうか。	<div style="text-align: center;">○ 検討済</div> <p>「引受けに関するワーキング・グループ」において検討した結果、当該規定（有価証券の引受け等に関する規則第 20 条第 2 項）は、一般的にM&amp;Aは、他の資金使途と比べて実現の不確実性が高いことから、投資家に対して説明責任を果たすために代替使途の公表を求める必要があるために導入されたものであり、当該規定のうち、M&amp;Aが実現されなかった場合の合理的な代替使途の確認及び開示の要請について撤廃することは、引受証券会社として、投資家に対する説明責任を果たしていないともとられかねず、また、昨今のエクイティファイナンスを巡る議論において、投資家に対し、ファイナンスへの理解を得るためのより詳細な説明が求められていることから、規則の見直しは行わないとの結論に至った。</p>
7	国内公募エクイティオフアリングのブックビルディング手続きにおけるPOT方式の導入について  <b>【「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則】</b>	○ 日系企業による海外のエクイティオフアリングでは、複数のジョイントブックランナー体制においてブックビルディングを実施する際に、POT方式を採用することが一般的となっている。 一方、国内公募エクイティオフアリングにおいては、機関投資家のブックビルディングにおいて、一般的にスプリット・オーダー方式が採用されている。近年、ジョイントブックランナー案件でのブックランナー数が増加する傾向であり、スプリット・オーダー方式により過度な需要獲得競争を誘発し、投資家サイドが混乱する案件も確認されている。POT方式採用に際し、当事者となるジョイントブックランナーや機関投資家の間では認識していた場合でも、外形的に、「重複申告」に該当しないか確認をしたい。	<div style="text-align: center;">△ 検討中</div> <p>「引受けに関するワーキング・グループ」において検討した結果、オフアリングの個別案件の状況に応じ、機関投資家へのPOT方式の採用が可能となるよう、引き続き、同ワーキング・グループにおいて、POT方式における需要申告について、本協会の「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則で禁止している需要の重複申告との関係を整理することとされた。</p>

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 26 年 7 月 15 日)		検討結果 (又は検討状況) ( ○ 検討済、△ 検討中)
	提案事項	提案の概要	
8	売買審査基準の見直し  <b>【不正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則】</b>	○「不正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」第4条第2項から第4項までに基づく抽出基準及び分析に係る項目について、昨今の相場操縦事件を踏まえた見直しを行ってはどうか。	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">○ 検討済</p> <p>「売買管理等に関するワーキング・グループ」において検討を行った結果、本協会の定める基準はミニマムスタンダードであり、各会員では、それぞれの業態、顧客層等の実態に照らした独自の抽出基準を加えて、個別に対応している。この仕組みにより、これまでも売買審査の実績が蓄積されてきている。</p> <p>一方、昨今の見せ玉などの相場操縦事件は複数の会員を介して行われており、各会員単独での売買審査だけでは、実効性の向上の観点で限界がある。むしろ、現在も行われている、会員と証券取引等監視委員会及び証券取引所との連携を密に行っていく対応が望ましい。</p> <p>以上のことから、各社が証券取引等監視委員会及び証券取引所と連携を密にしながら、売買審査の実効性・効率性をより高めていくための方策について引き続き検討する、との結論に至った。</p>

以 上